

東北電力株式会社  
東通原子力発電所  
平成29年度(第1回)保安検査報告書

平成29年8月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間 .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 東通原子力発電所の設備及び運転概要 .....	1
3. 保安検査内容 .....	1
4. 保安検査結果 .....	2
(1) 総合評価 .....	2
(2) 検査結果 .....	4
(3) 違反事項 .....	10
5. 特記事項 .....	10

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年5月29日(月)

至 平成29年6月 9日(金)

### (2) 保安検査実施者

東通原子力規制事務所

大場 國久

足立 謹聰

松原 尚孝

山本 晋児

種市 隆人

## 2. 東通原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	110	平成17年12月	運転期間 (—) 停止期間 (平成23年2月6日～) 施設定期検査期間 (平成23年2月6日～)

## 3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① マネジメントレビューの実施状況
- ② 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況
- ③ 保安教育の実施状況
- ④ 管理区域の設定及び解除の実施状況(抜き打ち検査)

### (2) 追加検査項目

なし

#### 4. 保安検査結果

##### (1) 総合評価

今回の保安検査においては「マネジメントレビューの実施状況」「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」「保安教育の実施状況」及び「管理区域の設定及び解除の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

検査の結果「マネジメントレビューの実施状況」については「マネジメントレビュー要領」等に従い、平成28年度下期の発電所長レビューで抽出された課題が他の各室、部及び発電所のアウトプットとともに本店の原子力部で取りまとめられ、抽出された課題は最終的には実施部門の主要な課題として「原子力安全に関する品質方針」とともに社内に周知されており、東通原子力発電所では「平成29年度 東通原子力発電所 品質目標及び保守管理目標設定兼報告書」に反映されていることを確認した。

また、経営者の積極的な関与については、志賀原子力発電所の原子炉建屋雨水流入事象と女川原子力発電所の原子炉補機冷却海水系からの海水漏えい事象の2件を抽出し確認した結果、雨水流入事象については、原子力規制庁からの実態調査依頼を受け「外部文書取扱要領」等に従い原子力施設保安委員会(主査:原子力本部長、委員:発電所長を含む)において調査範囲の見直しなどの指示が出されていることを議事録等により確認した。また、海水漏えい事象については、平成28年7月より実施しているヒューマンエラーの発生防止に関する全社大の取組に組込む形で対応しており、東通原子力発電所においては、所長より、全社大の指示が原子力部から出されるのを待たずに検討を開始するように指示が出され、フォネティックコード(音標文字)<sup>\*1</sup>の導入を開始するなど、社内外の不適合事象への対応として積極的に指示を出していることを議事録等により確認した。

「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、平成28年度第4回保安検査で確認した不適合事象、それ以降に発生した不適合事象及び平成24年度以降に発生し処置が完了していない不適合事象について、不適合区分の判断、不適合の除去、原因の究明、是正処置及び予防処置が手順書等に従い実施されていることを確認した。これらの是正処置及び予防処置の対応状況については、完了までに時間を要している事例、原因の究明に時間を要している事例等があるものの、長期間放置されている事例がないことを是正措置管理システム<sup>\*2</sup>の詳細票、議事録等で確認した。

平成28年度に他の発電所において発生した不適合に対して予防処置活動が健全に機能しているかについては、高浜発電所のクレーンジブ倒壊事象と島根原子力発電所の中央制御室空調換気系ダクト腐食事象の2件を抽出し確認した結果、高浜発電所のクレーンジブ倒壊事象については、「外部文書取扱要領」等に従い原子力部長から女川及び東

\*1: フォネティックコード(音標文字)とは、無線通話などにおいて、文字や数字を正確に伝えるための国際的な頭文字の規則の通称

\*2: 是正措置管理システムとは、東北電力が導入している不適合管理、是正処置及び予防処置を管理するシステム

通原子力発電所長宛に工事の長期休止や強風時等のクレーンの取扱に関する依頼が出され、東通原子力発電所では、原子力施設保安運営委員会において、関係する協力企業への通知や工事共通仕様書への反映を審議していた。なお、暴風雨警報発令時の作業継続の判断基準について、検討に着手したことを聴取により確認した。また、島根原子力発電所のダクト腐食事象については、原子力規制庁からの中央制御室空調換気系ダクト等の点検調査指示を受けて、原子力部長から女川及び東通原子力発電所長宛にダクトの点検調査指示が出され、東通原子力発電所では原子力施設保安運営委員会において、点検範囲や点検内容等を審議し、点検調査を実施していることを指示文書、議事録等により確認した。

不適合区分の適切性については、平成28年度及び平成29年度に発生した不適合事象から10件を抽出し確認した結果、電動弁のリフト値が規定値を超過した1件を除き「不適合管理・是正処置・予防処置要領」に従い適切に区分していることを確認した。なお、電動弁のリフト値が規定値を超過した件については、当該弁のリフト値が管理値か合否判定値かが不明確なまま取り扱われたため、不適合判断が遅れたことを確認し、気付き事項として指摘した。

「保安教育の実施状況」については、平成28年度に実施した保安教育が「保安教育実施手順書」等に従い、適切に計画され実施されていること、保安教育の実施結果が評価され、その評価結果が今年度の実施計画に反映されていることを計画書、報告書、議事録等により確認した。

「管理区域の設定及び解除の実施状況(抜き打ち検査)」については、管理区域と非管理区域の境界における管理区域の設定及び解除並びに機器等の開放点検に伴う管理区域内での一時的な区域区分の変更が「管理区域設定手順書」に従い行われ、放射線業務従事者の不必要な放射線被ばくや身体汚染の防止、汚染された物品等の移動による汚染の拡大防止について、「放射線下作業手順書」等に従い実施されていることを計画書等により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。また、定例試験(1号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験)に立ち会い、体制、手順等について問題なく実施されていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

## (2) 検査結果

### ① マネジメントレビューの実施状況

発電所における保安活動が適切に行われるためには品質マネジメントシステムの継続的改善が重要であることから、経営責任者がマネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性を評価していること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることについて、マネジメントレビューへのインプットとなる発電所長レビューの実施状況、経営責任者によるマネジメントレビューの実施状況及びそのアウトプットを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、マネジメントレビューに係る仕組みについては、平成27年度第4回保安検査以降、関連する「文書管理・記録管理要領」「データの分析要領」「実施部門マネジメントレビュー実施要領」等において、記載の注意事項の追記や他の文書との整合を理由に文書改正が実施されていること、また社内インターネット等を用いて周知されていることを要領の改正来歴表、要領等改正決定書、周知文書等により確認した。

平成28年度下期マネジメントレビューの実施状況については、「実施部門マネジメントレビュー実施要領」等に従い、監査結果、規制当局からの指摘・要望・指導事項、保安検査結果、地元自治体からの意見・要望、安全文化醸成活動の状況、関係法令等の遵守状況、予防処置及び是正処置の実施状況等を評価し、平成28年度下期は27件の課題を抽出し、発電所長のアウトプットとしてまとめていることを「平成28年度下期発電所長レビューにおける『改善のための提案』と『課題』について」「平成28年度下期インプット(東通原子力発電所)アップデート版」等により確認した。

平成28年度下期の発電所長レビューで抽出された課題のアウトプット27件は、他の各室、部、発電所のアウトプットとともに合計127件の課題として本店の原子力品質保証室により取りまとめられ、最終的には実施部門の主要な課題として以下の7項目にまとめられていることを「平成28年度下期 品質保証活動を踏まえた主要な課題(実施部門)」「平成28年度下期 マネジメントレビューのインプット(実施部門のインプット(総括表))」「品質保証会議議事録」「原子力安全推進会議議事録」等により確認した。

1. 発電所再稼働に向けた対応
2. ヒューマンエラー防止の徹底
3. 原子力防災対策の充実
4. 変化する業務に対応した人的資源(力量)の確保
5. 不適切なケーブル敷設事象への対応
6. 自主的安全性向上に向けた取り組み
7. 安全文化醸成活動の推進

なお、上記7項目に「実効性のある内部監査の実施」の1項目を加えた8項目が「平

成28年度(下期)原子力品質マネジメントレビューのアウトプット」として「原子力安全に関する品質方針」とともに社内に周知され、管理責任者から管理責任者指示事項が発出されていた。

東通原子力発電所においては、このアウトプット及び管理責任者指示事項を受け「平成29年度 東通原子力発電所 品質目標および保守管理目標設定兼報告書」に反映していた。

経営者の積極的な関与については、志賀原子力発電所の原子炉建屋雨水流入事象と女川原子力発電所の原子炉補機冷却海水系からの海水漏えい事象の2件を抽出し確認した。

雨水流入事象については、原子力規制庁からの実態調査依頼を受け、「外部文書取扱要領」に規定されている指示文書受領時の対応を拡大適用して、全役員に情報共有するとともに、原子力部長から東通原子力発電所長宛に「外部溢水に対する防護対策の実態調査について(指示)」が出され、原子力施設保安委員会(主査:原子力本部長、委員:発電所長を含む)を開催し、委員会の中で調査範囲の見直しなどの指示が出されていることを情報連絡箋、議事録等により確認した。また、東通原子力発電所においては、原子力施設保安運営委員会(委員長:所長)を開催し、調査に関する業務計画を審議し調査方法などについて修正を加え決定していること、その調査結果報告を原子力施設保安運営委員会で審議し、報告書の表現に修正を加えて決定していることを議事録、決定文書等により確認した。

海水漏えい事象については、原子力安全推進会議(議長:社長)において、平成28年7月より実施しているヒューマンエラーの発生防止に関する全社大の取組に当該事象を組込む形で対応していることを議事録により確認した。会議では、主要な業務に注力する時間を確保するための業務のスリム化や、現場観察への他部門の参加について、経営層から意見が出されていた。また、東通原子力発電所においては、平成28年11月28日に女川原子力発電所で発生した海水漏えい事象を受けて、所長より、全社大の指示が原子力部から出されるのを待たずに検討を開始するように指示が出され、フォネティックコード(音標文字)の導入を開始するなどの対応したことを聴取や運転指示書、議事録等において確認した。

抽出した2件の不適合事象においては、経営層が積極的に関与し指示を出していることが確認できた。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

## ② 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況

東通原子力発電所で発生した不適合事象に係る処置状況について定期的な確認を行うため、平成28年度第4回保安検査で確認した不適合、それ以降に発生した不適合

及び平成24年度以降に発生し処置が完了していない不適合に対する不適合管理、是正処置及び予防処置が適切に実施されているかを確認した。さらに不適合に対する不適合区分の判断の適切性並びに是正処置及び予防処置については、その処置内容が適切に検討されているかを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、不適合に対する不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況については、不適合に係る要領や手順書に従い実施されていることを、是正措置管理システムの詳細票、技術検討書、不適合事象検討会議事録等により確認した。前回(平成28年度第4回)の保安検査で確認した平成28年度に発生した98件の不適合事象のうち処理中の事例59件は、3ヶ月間に10件の事例の処理のステータスが進捗し、処理中の事例が53件に減少したこと、進捗の無い事例についてもその理由を聴取し長期間放置されている事例がないことを確認した。

また、前回(平成28年度第4回)の保安検査以降に発生した58件の不適合事象は、3ヶ月間に20件の事例の処理が完了したこと、進捗の無い事例についてもその理由を聴取し長期間放置されている事例がないことを確認した。

さらに、平成27年度以前の不適合事象から未完了事例16件を抽出し、その対応状況を確認したところ、完了までに時間を要しているものの、その処置理由を聴取し長期間放置されている事例がないことを確認した。

是正処置の有効性のレビューについては、「不適合管理運用手順書」及び「不適合情報分析要領」に従い、4半期毎に有効性レビューを実施し不適合事象の現象や原因に偏りや共通性が無いことを「不適合傾向把握報告」により確認した。

平成28年度に他の発電所において発生した不適合に対して予防処置活動が健全に機能しているかについては、高浜発電所のクレーンジブ倒壊事象と島根原子力発電所の中央制御室空調換気系ダクト腐食事象の2件を抽出し確認した。

高浜発電所のクレーンジブ倒壊事象については、平成29年1月20日の発生及び1月25日の原子力規制庁東通原子力規制事務所からの注意喚起を受け、「外部文書取扱要領」に従い情報共有するとともに、原子力部長から女川及び東通原子力発電所長宛に工事の長期休止、強風時等のクレーンの取扱に関する依頼が出され、東通原子力発電所では、原子力施設保安運営委員会を開催し、関係する協力企業への通知や工事共通仕様書への反映を審議し対応していることを議事録、保修関係通知文書、工事共通仕様書等により確認した。

また、ニューシアに最終報告が掲載された以降は、「原子力部情報検討会要領」に従い、原子力部において他社情報として処理され、さらなる対応は不要とのスクリーニング結果が発電所に送付されていることを、他社情報スクリーニング結果送付資料等で確認した。

なお、4月26日に原子力規制庁東通原子力規制事務所から関西電力の報告書等



の最新情報を提供したことを受けて、暴風雨警報発令時の作業継続の判断基準に関する追加対策の必要性について本店及び2発電所で検討に着手したことを聴取により確認した。

島根原子力発電所のダクト腐食事象については、平成29年1月18日の原子力規制庁からの中央制御室空調換気系ダクト等の点検調査指示を受けて、「外部文書取扱要領」に従い情報共有するとともに、原子力部長から女川及び東通原子力発電所長宛にダクトの点検調査指示が出され、東通原子力発電所では、原子力施設保安運営委員会において点検範囲及び点検内容を審議し、点検調査を行っていることを議事録、指示文書、点検調査計画等で確認した。

不適合区分の適切性については、平成28年度及び平成29年度に発生した不適合事象から10件を抽出し、その不適合区分が「不適合管理運用手順書」に従い判断されているか確認したところ、電動弁のリフト値が規定値を超過した事例1件を除き問題ないことを確認した。

なお、電動弁のリフト値が規定値を超過した事例については、当該のリフト値が管理値か合否判定値かが不明確なまま取り扱われたために、機械保修課において不適合判断が遅れたことを確認し、気づき事項として指摘した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

### ③ 保安教育の実施状況

原子炉施設の運転及び管理を行う所員や協力企業従業員への保安教育の重要性に鑑み、平成28年度に実施した保安教育が、保安規定第117条及び第118条に基づき適切に計画され実施されているか及び保安教育の実施結果が評価され、その評価結果が今年度の実施計画に反映されているかを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、保安教育に係る要領等の見直しについては、保安教育に関する前回の保安検査(平成27年第2回)以降に「保安教育実施手順書」について、第16回改正(平成28年9月)及び第17回改正(平成29年3月)の2回の改正が行われ、第16回改正は平成27年度の反復教育における理解度確認の試運用結果を踏まえた改正であり、第17回改正は原子力品質監査の改善要望を受けての改正であることを「原子力施設保安運営委員会議事録」「試運用結果」「原子力品質監査実施報告書」、保安教育実施手順書の改正に関する決定書、社内通知文書等により確認した。

保安規定第117条に規定されている所員への保安教育については、保安教育実施計画の策定において、平成28年度及び平成29年度の2年分の保安教育実施計画について確認した。その結果、それぞれ前年度の保安教育実施結果において計画に基づき

全対象者が受講したこと、理解度確認結果から受講者の理解度に問題ないとの報告を受け、前年度を踏襲した保安教育実施計画を「保安教育実施手順書」等に従い、所定の審議及び承認を経て策定していることを「保安教育実施計画(決定書)」「保安教育実施結果(報告書)」「原子炉施設保安運営委員会議事録」、社内通知文書等により確認した。

教育実施方法(教育内容や教材等)の見直しについては、「保安教育実施手順書」に従い、毎年度12月に教育内容の見直し作業に着手していることを依頼文書、教育内容評価結果、回答文書、教育テキスト等により確認した。

具体的には、教育実施後に行われた理解度確認の正答率分析を踏まえた法令及び保安規定に係る教育テキストの記載の見直し、東通原子力発電所における平成27年不適合事象(使用済燃料プールへのウエスの落下)を受けた見直し、女川原子力発電所における法令報告事象(原子炉補機冷却海水系からの漏えい)を踏まえた見直し、自社火力発電所の事例(復水器解体溶断作業時のチタン配管からの火災の発生)に係る見直し、他社事例(クレーンジブ倒壊事象)に係る見直し等が行われていることを確認した。

保安規定第118条に規定されている協力企業従業員への保安教育については「保安教育実施手順書」の「6. 協力企業従業員への保安教育」に従い実施計画の策定、教育の実施及び立会が行われていることを確認した。

協力企業従業員への入所時に行われる安全上必要な教育の実施及び立会(第118条第1項)については、要件を満たす講師により作業上の留意事項、非常の場合に講ずべき処置等について教育されていることを「入所時保安教育実施記録」、教育への立会記録、教育テキスト配布通知により確認した。

管理区域内業務における安全上必要な教育の実施及び立会(第118条第2項)については、放射線防護について教育されていることを「放射線業務従事者の指定および管理区域立入許可手続き手順書」「放射線防護教育手順書」、許可書、実施記録、確認結果報告等により確認した。

放射性廃棄物処理設備に関する業務補助を行う協力企業従業員に対する保安教育の実施計画の策定、実施及び立会(第118条第3及び4項)については、放射性廃棄物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業について教育されていることを「保安教育実施計画書(廃棄物処理設備運転業務)」及び同実施結果報告により確認した。

さらに、燃料取替に関する業務補助を行う協力企業従業員に対する保安教育の実施計画の策定、実施及び立会(第118条第5及び6項)については、平成28年度に当該業務の予定がないことにより保安教育実施計画書の提出を不要としたことを「燃料取替に関する業務の補助に従事する者(協力企業)の平成28年度の保安教育実施計画の取扱について」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安教育の遵守状況は良好であると判断した。

#### ④ 管理区域の設定及び解除の実施状況(抜き打ち検査)

安全維持点検における機器等の開放点検に伴い、管理区域内での一時的な区域区分の変更が実施されていることから、管理区域内での一時的な区域区分の変更等が保安規定第91条及び第92条に基づき適切に行われていること、また、放射線業務従事者の不必要な放射線被ばくや身体汚染の防止、汚染された物品等の移動による汚染の拡大防止に係る保安活動が適切に実施されていることについて確認することとし、検査を実施した。検査対象として、既に実施された工事及び現在実施中の工事から、管理区域の設定及び解除(保安規定第91条)については「体表面ゲートモニタ更新工事」を、管理区域内における区域区分(保安規定第92条)については「HCW<sup>\*3</sup>濃縮装置他点検」を抽出し、以下のとおり確認した。

検査の結果、体表面ゲートモニタ更新工事については、管理区域と非管理区域の境界付近で実施する作業であり、非管理区域側に一時的な管理区域を設定する必要があることから、「管理区域設定手順書」に従い、放射線管理課長が目的、期間及び場所を明らかにするとともにあらかじめ管理区域に係る条件が満足することを確認し、区域区分を「1B」<sup>\*4</sup>として決定した後で一時的な管理区域を設定していることを「一時的な管理区域設定承認申請書」「放射線管理記録」及び「一時的な管理区域設定通知書」により確認した。また、一時的な管理区域の解除にあたっては、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことをサーベイ結果により確認し、解除していることを「一時的な管理区域解除承認申請書」「放射線管理記録」及び「一時的な管理区域解除通知書」により確認した。

当該更新工事における放射線被ばくや身体汚染の防止については、区域区分が1Bであることから「放射線下作業手順書」で定める放射線作業計画書の立案を要する作業ではないものの、作業の実施にあたっては、当該手順書の基本事項に従い、放射線防護上の措置等を考慮した作業が行われたこと、汚染拡大防止については、作業エリアの床面等の養生を行うとともにフェンス等により作業エリアを区画して作業が行われたことを聴取により確認した。

HCW濃縮装置他点検については、管理区域内における機器等の開放点検に伴い、作業エリアの区域区分変更が必要であることから、「管理区域設定手順書」に従い区域

\*3:HCWとは、高電導度廃液処理系の略称

\*4:区域区分「1B」は管理区域設定手順書において、線量当量率区分及び汚染区分により管理区域の区分として定めているもの。

線量当量率区分「1区域」: 0.1mSv/h を超えるおそれのない区域

汚染区分「B区域」: 管理区域に係る値を超えるおそれのない区域

区分が「1B、2B、3B」から「3D」\*<sup>5</sup>に変更されていること、変更にあたっては、放射線管理課長が目的、期間及び場所を明らかにし、供給者により提出される「放射線管理計画書」や過去に実施された当該点検工事の「放射線作業日報(放射線管理記録)」の実績により区域区分を決定するとともに、実作業時における放射線測定結果から区域区分の変更の適切性が確認されていることを現場立会及び聴取により確認した。

放射線被ばくや身体汚染の防止については、「放射線下作業手順書」に従い、作業担当課より保護衣やマスクの装備並びに放射線防護上の措置を立案した「放射線作業計画書」が提出され、放射線管理課長によりその内容が確認され、指導事項として放射線管理上の必要事項が記載されたうえで「放射線防護指導書」として承認、発行されていることを「放射線防護指導書(兼放射線計画書)」により確認した。また、当該指導書は作業エリア近傍に掲示され、作業の必要に応じて、使用する保護衣やマスク等の再確認等に使用されていることを現場立会及び聴取により確認した。

汚染拡大防止については、当該作業エリアの養生範囲を過去の同様の作業における環境測定の実績等から空気中への放射性物質の飛散がないことを確認し、養生範囲を指導していること、物品移動による汚染拡大防止は「物品等の搬出および運搬手順書」に従い、D区域から物品等を移動する際には、表面汚染密度を測定し、基準を満足することを確認したうえで物品の移動を行っていること、また、物品移動に係る措置の適切性の確認は作業環境測定等により、床等に汚染のないことを確認していることを聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

### (3)違反事項

なし

## 5. 特記事項

なし

---

\*5: 区域区分「3D」は管理区域設定手順書において、線量当量率区分及び汚染区分により管理区域の区分として定めているもの。

線量当量率区分「3区域」: 1mSv/h を超えるおそれのある区域

汚染区分「D区域」: 管理区域に係る値の10倍を超えるおそれのある区域

### 保安検査日程

月 日	号 機	5月29日 (月)	5月30日 (火)	5月31日 (水)	6月1日 (木)	6月2日 (金)	6月3日 (土)	6月4日 (日)
午 前	(1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>◎マネジメントレビューの実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>◇管理区域の設定及び解除の実施状況</li> <li>●原子炉施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>○保安教育の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>◎不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> </ul>	●中央制御室の巡視	—
午 後	(1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎マネジメントレビューの実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎マネジメントレビューの実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◇管理区域の設定及び解除の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>○保安教育の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	—	—
勤務時間外	(1号)				●中央制御室の巡視			

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

### 保安検査日程

月 日	号 機	6月5日(月)	6月6日(火)	6月7日(水)	6月8日(木)	6月9日(金)	6月10日(土)	6月11日(日)
午 前	(1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>◎マネジメントレビューの実施状況</li> <li>○保安教育の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>◇管理区域の設定及び解除の実施状況</li> <li>○保安教育の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>◇管理区域の設定及び解除の実施状況</li> <li>◎不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●定例試験</li> <li>DG(A)手動起動試験</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>●原子炉施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> </ul>	—	—
午 後	(1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>◎不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul>	—	—
勤務時間外	(1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> <li>●最終会議</li> </ul>		

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等